鳥取地方労働審議会の傍聴にあたっての遵守事項

１　傍聴整理券と同じ番号の席に着き、みだりに席を離れないこと

２　事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと

３　携帯電話等音の出る機器の電源は、必ず切ること

４　写真撮影、ビデオ撮影、録音はしないこと

５　静粛を保ち、審議の妨害になるような行為は行わないこと

６　会議における発言等に対し、賛否を表明し又は拍手を行うなどの行為を行わないこと

７　プラカード、ビラ、旗、横断幕、拡声器等は持ち込まないこと

８　ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は着用しないこと

９　危険な物を持っている方、酒気を帯びている方は入場しないこと

10　発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合は、傍聴しないこと

11　会場内では、審議会会長及び事務局の指示に従うこと

上記の事項に違反するなど、審議会の進行の障害となると審議会会長が判断した場合は、傍聴を禁止し、退場させることがあります。

鳥取地方労働審議会